

令和8年度事業計画について

I 基本方針

少子高齢化が進展し、人口減少が進む中、高齢者人口は増加の一途をたどり当地域における高齢化率は山梨市 35.5%、甲州市 38.2%と山梨県の 31.9%を上回っており、人生 100 年時代を見据え地域の高齢者が就業を通じて地域社会の担い手となり活躍することが求められています。

当センターでは、働く意欲がある高齢者が培ってきた知識や経験を生かし、地域社会に貢献出来るよう就業機会を提供することにより、高齢者の生きがいの充実、健康の保持や居場所づくりの確保に努めており、これからも地域の特色や実情を踏まえて積極的な取組みを強化していく必要があります。

今後シルバー事業に寄せられる期待に応えるためには組織の拡大や事業のより一層の活性化が最重要課題であり、そのためには会員の確保が必要となりますが、高齢者雇用安定法の 70 歳までの就業確保努力義務などにより、当センターでも新規入会者の確保が困難な状況です。そのため会員の平均年齢も上がっておりますので、これからも新たな職域の開拓に努め、会員の皆さんが無理なく働ける環境作りに努め、会員数の持続的な拡大に向け取り組んでまいります。

また、シルバー人材センターの適正就業ガイドラインは、会員の働き方に係る重要な指針であり、不適正な請負契約における就業の根絶や「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る就業の範囲等が定められていることから、ガイドラインを遵守し会員の皆様が安全に安心して就業できる体制を整備すると共に、多様な働き方の推進として労働者派遣事業を積極的に取り入れてまいります。

更に、安定的な経営に向けた取り組みとして山梨・塩山両事務所の統合についても、引き続き調査・研究を進めてまいります。

今後とも、山梨市・甲州市の両市をはじめ関係機関、民間事業所、市民の皆様のご理解、ご支援をいただきながら、地域社会に貢献するシルバー人材センターとして更なる充実・発展を目指し、会員・役職員が一体となり地域の活性化に努めてまいります。

II 事業実施計画

基本方針に基づき、令和 8 年度の各種事業を次のように定め推進して参ります。

1、就業機会の提供と会員の拡大

- ① シルバー事業の先進事例を基に、会員、役員及び事務局職員が一体となり、新たな就業場所の開拓を推進する。
- ② シルバー事業を円滑かつ安定的に行えるよう随時入会受付を行い会員の拡大を図るとともに、既存会員の口コミによる新規入会者の勧誘を推進する。

本センターのホームページから入会書類の取得、また、入会説明会動画の視聴ができることを周知し新規会員獲得を推進する。

- ③ 全ての会員に就業の機会を提供できるよう就業中の会員に理解と協力を求め、ジョブローテーションやワークシェアリングを推進する。
- ④ 会員の要望と潜在的な地域ニーズを把握し、マッチングを促進する。
- ⑤ 近年事故が増加している機械除草の講習会を実施し、事故抑止を図る。
- ⑥ 新規会員獲得に向け、会費の月割りや各種割引制度の導入を検討する。
- ⑦ 包括的契約移行に伴い、Smile to Smile アプリを活用して既存会員がパソコンやスマートフォンで、ご自身の配分金や就業条件等を確認出来ることを周知する。

2、普及啓発活動の推進

シルバー事業への信頼と理解が得られるよう、一般家庭、事業所及び官公庁に対し本事業の意義と理念及び仕組み等を周知するとともに、高齢者自身の本事業に対する意識啓発に努める。

公共施設へのポスター掲示やパンフレット等の配布、ホームページ、シルバーの活動内容をお知らせする機関誌の発行などによる普及啓発と情報発信をする。

- ① 高齢者の就業促進や適正な就業の維持を図るため「シルバー人材センターだより」の発行及び構成市の広報などを活用し情報発信を行う。
- ② 就業機会の拡大を図るために専門の「就業開拓推進員」を配置し、積極的にシルバー事業のPRに努める。

3、社会参加活動（地域貢献）の推進

当センターが地域社会の一員としての存在意義を高めていくため、除草や清掃のボランティア活動のほか、地域の課題解決につながる活動を行うことができるよう、日頃から地方公共団体等と連携を強化し、地域貢献にも取り組んでいく。

4、農作業（果樹栽培等）への支援

地場産業である果樹栽培等、農業の担い手の減少と高齢化の進行が果樹農業の将来に大きな課題となっているため、技術向上のため技術講習会等への積極的な参加を促し援農事業の推進に努める。

5、安全・適正就業の推進

会員が自らの健康維持と安全の確保を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるように講習会などを開催して、安全意識の高揚と啓発活動を推進する。

- ① 安全委員会を開催し、安全・適正就業パトロール、安全就業推進啓発文書の発行及び安全・適正就業に関する研修会を行い安全適正就業に努める。
- ② 現場リーダーが中心になり危険個所の確認や安全作業推進のため作業開始前の打ち合わせを徹底する。
- ③ 交通ルールを厳守し、就業前、就業後の交通事故防止に努める。

- ④ 法令遵守の徹底による適正就業を図るとともに、請負や委任での受注が適切でない場合は、労働者派遣事業を活用する。
- ⑤ 傷害保険・賠償責任保険の周知と不断の見直しに努める。
- ⑥ 事故防止対策器具の積極的な導入に向けた取り組みの実施。

6、労働者派遣事業の推進

就業開拓推進員による企業訪問を実施し、派遣事業のPRを通じて就業機会の確保及び会員の拡大を図り業務の拡大に繋げる。

7、事業運営体制の充実

公益社団法人として、運営基準及び関係法令を遵守し活力ある高齢社会の事業発展のため国、県、構成市をはじめ、全シ協、県連合会及び県内シルバー人材センター等関係団体と連携を密にし、事業運営体制の充実を図る。

- ① 当センターの構成市である山梨市・甲州市との連携をより密にするとともに、山梨事務所と塩山事務所との情報共有により事務処理方法などの統一化を進め、全シ協や県連合会の開催する研修会等に参加し的確な情報を把握して、高齢社会を支える重要な公益法人として育成されるよう、両市に継続的に要請する。
- ② ホームページ、広報紙ほかを活用して、情報提供の積極的な推進を図る。
- ③ 役職員一人ひとりが公益法人として、その職務が問われていることを認識し、シルバー人材センターの機能をさらに発揮していくための意識改革に取り組む。
- ④ センター事業を安定的かつ持続的な運営を維持確保するため、事務事業の効率化や経費の節減に努め、財政基盤の健全化を図る。

Ⅲ 法人運営

定款に定める当センターの事業目的に沿って運営できるよう、次の会議を開催する。
なお、必要に応じて理事会の回数が増える場合がある。

- ① 理事会 4回
- ② 総会 1回